

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年3月13日(2014.3.13)

【公開番号】特開2013-226440(P2013-226440A)

【公開日】平成25年11月7日(2013.11.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-061

【出願番号】特願2013-141378(P2013-141378)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/00 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成26年1月23日(2014.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

皮膚の広い範囲を研磨的に処置するシステムにおいて、

a) 手持ち型電動式装置であって、前記電動式装置と接触状態に置かれた皮膚に運動を与えるよう配置されると共に構成された、手持ち型電動式装置と、

b) 使い捨ての皮膚接触可能要素と、

c) 連結器具であって、

i) 前記連結器具を前記電動式装置の表面に解放可能に連結するよう配置されると共に構成された第1の取り付け部分、および

ii) 前記使い捨ての皮膚接触可能要素を前記連結器具に解放可能に連結するよう配置されると共に構成された第2の取り付け部分、

を含み、

前記第1の取り付け部分および前記第2の取り付け部分は、前記第1の取り付け部分と前記第2の取り付け部分との間で運動を伝えるよう連結され、前記第2の取り付け部分は、前記使い捨ての皮膚接触可能要素の防水性連結を行うよう配置されると共に構成されている、

連結器具と、

を含む、システム。

【請求項2】

前記皮膚処置要素は、纖維状構造体、および前記纖維状構造体に接着剤により結合された-20℃を超えるガラス転移温度を有するポリマーを含む研磨系を含む、請求項1に記載の皮膚処置要素。

【請求項3】

前記研磨系は、5%~30%の、纖維に対する研磨系の重量比で存在している、請求項1または2に記載の皮膚処置要素。

【請求項4】

前記研磨系は、前記纖維状構造体の纖維に分布された複数個の別々の研磨ユニットを含む、請求項1から3のいずれか1つに記載の皮膚処置要素。

【請求項5】

前記別々の研磨ユニットは、0.05mm~0.5mmの最大直線寸法を有する、請求

項 4 に記載の皮膚処置要素。

【請求項 6】

前記研磨系は、前記纖維上に形成された被膜を含む、請求項 5 に記載の皮膚処置要素。

【請求項 7】

前記纖維状構造体は、不織布材料を含む、請求項 1 に記載の皮膚処置要素。

【請求項 8】

前記不織布材料は、ニードルパンチ不織布材料を含む、請求項 7 に記載の皮膚処置要素。

【請求項 9】

前記不織布材料は、1 mm ~ 5 mm の厚さを有する、請求項 7 に記載の皮膚処置要素。